

株式の現物配当の円滑化とスピントフ税制の創設

スピントフの活用ポイント

ポイント

- ・スピントフの過程で行われる株式の現物配当について、一定の要件のもとで金銭配当と同じ手続で行うことを可能とする規定が改正産強法に創設された
- ・平成29年度税制改正により、支配株主が存在しない会社が行うスピントフの適格組織再編要件が法人税法に創設された。また、完全支配関係または支配関係が存在する場合の分割型分割の適格要件について、支配株主と分割法人との完全支配関係または支配関係の継続見込みを不要とする旨の改正がなされた

概要

スピントフとは、会社の特定の事業部門や子会社を切り離し、経営を独立させる行為をいう。スピントフ

の主な狙いは、多角的事業を営む会社において、いわゆる事業の「選択と集中」を実施することにあるといわれている。

なお、一般にスピントフという用語を用いる際は、主として上場会社を念頭に置き、切り離した事業や子会社の株式をさらに上場させることまで含む場合が多い。後述する改正産強法やスピントフ税制において主として念頭に置かれていたのは、支配株主が存在しない会社であり、典型的には上場会社である。もつとも、現在の制度下において、上場会社がスピントフを実行することは必ずしも容易ではないといわれている。すなわち、上場会社の株主の立場からは、投資の流動性を確保するために、切り離された会社の株式が上場される必要がある、また、改正産強法上も、スピントフに係る会社法特例を利用するためには、スピントフによ

り切り離された株式について、現物配当の効力発生日以後遅滞なく金融商品取引所に上場することが予定されていることが必要とされているにもかかわらず¹⁶⁾（実施指針八ホ）、東証の上場規則上、切り離された会社の株式を上場させるためには通常のIPOと同じ手続が必要とされているため、上場準備にあたり、相当な時間と手間がかかるという問題がある。

他方、支配関係のある株主が存在する場合における人的分割等（以下、便宜上、「コントロールド・スピントフ」という）は、前記のような支配株主が存在しないスピントフ（以下、便宜上、「アンコントロールド・スピントフ」という）とは支配株主の有無という点において異なるものの、会社の特定の事業部門や子会社を切り離し、経営を独立させるという意味において、まったく同様の機能を有

しており、また、非上場会社が主体となる限り、前記のような上場実務の問題も生じないため、実務上活用できる場面は多いと考えられる。

以上を踏まえ、本稿では、アンコントロールド・スピントフおよびコントロールド・スピントフの双方に共通するスピントフの手続を、改正産強法によって創設された会社法特例を含めて概観したうえで、アンコントロールド・スピントフのそれぞれに関する近年の税制改正の内容を検討する。

¹⁶⁾ 切り離された株式がその売買のための上場が承認されることを現物配当の効力発生条件とすることが例に挙げられている。

スピントフの手続

(1) 基本的なスキームの概要

アンコントロールド・スピントフおよびコントロールド・スピントフに共通する基本的なスキームは図表4や図表5のとおりであり、図表4は法人税法上分割型分割と呼ばれる。

図表4の分割型分割は、B事業を会社分割により切り離し、対価として受け取った吸収分割承継会社（以下、「承継会社」という）または新設分割設立会社（以下、「設立会社」とい